

第1 監査の請求

1 大阪府職員措置請求書の提出

平成28年1月27日

2 請求人

略

3 請求の要旨

大阪府職員措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求対象職員

大阪府財務部税務局徴税対策課（以下「徴税対策課」という。）職員

(2) 請求対象怠る事実

請求人は、事実証明書平成26年3月19日付け「投資信託収益分配金のご案内」（以下「本件通知書」という。）記載の銀行（以下「本件特別徴収義務者」という。）より、本件通知書記載の投資信託（以下「本件投資信託」という。）の収益分配金（普通分配金）として1,300円を受領した。

その際、本件特別徴収義務者は、本件通知書記載のとおり、本件投資信託の収益分配金1,300円に係る住民税（以下「本件府税」という。）として、64円を徴収した。

しかしながら、住民税については、国税庁のホームページで「利子所得×5%」の計算方法が公表されている。この計算方法によれば、本件府税については、「1,300円×5%=65円」であって65円を徴収すべきであるから、本件特別徴収義務者には1円の徴収漏れがある。

本件府税に係る1円の徴収漏れについて、大阪府なにわ北府税事務所は、事実証明書平成27年8月24日付け「投資信託の収益の分配に係る特別徴収税額の算定等について」（以下「本件説明書」という。）記載のとおり、本件特別徴収義務者は「額面基準方式」という計算方法により本件府税の税額を64円と算出しているとして、これを是認した。

また、徴税対策課は、所得税基本通達のとおり計算方法により本件府税の税額を64円と算出していることから問題なしとして、本件府税に係る1円の徴収漏れを放置している（以下「本件府税の賦課徴収を怠る事実」という。）。

(3) 怠る事実の違法性・不当性

本件府税の賦課徴収を怠る事実について、65円を徴収されるはずの本件府税が、通達のとおり計算方法に合っているからといって、64円でよいということには納得が行かない。本件府税について、コンピュータの算定結果の64円に人間の判断を合せるのではなくて、税額を64円と算出していることは1円の徴収漏れと人間の判断で認められるようにすべきである。

本件説明書によれば「額面基準方式」という計算方法は平成12年4月に三者間で協議済みとあるが、シミュレーションは行われていないようで、想定外の64円をチェックできていなかったようである。この簡易計算でも国税庁のホームページで公表されている「利子所得×5%」の計算方法と

全く同じという前提のようであるが、その前提と実際とは1円の差を生じ、しかもかなりの頻度で出現する。

なお、「利子所得×5%」の計算方法によって徴収漏れのない銀行があり、このことは、「利子所得×5%」の計算方法によっている銀行の利用者（ファンド購入者）が、「額面基準方式」という計算方法によっている証券会社を含む民間金融機関の利用者よりも相対的に1円の損になっているということである。計算システムを「利子所得×5%」の計算方法に一本化することによって、その差が生じなくなり、不公平は解消される。

(4) 怠る事実の結果により大阪府に生じている損害

大阪府は1円にとどまらず、何十万円、時効成立の5年前まで含めれば何百万円にもなる損害を被ったことになる。

(5) 請求する措置

ア 本件特別徴収義務者をはじめとする民間金融機関においては、コンピュータ・ソフトのシステム改編の断行を求める。

イ 徴税対策課においては、次のことを求める。

(ア) 国税庁の下部組織ではないので、通達を鵜呑みにするのではなく、通達がおかしければ、おかしいと言えるようになること。

(イ) 本件府税の税額を65円となる計算システムに改められるように銀行に申入れできるよう、しっかりとした判断力を持つこと。

(ウ) 通達による簡易計算そのものがおかしいと判断できないままでは、今後も大阪府がどれだけ損をすることになるのかを痛感すること。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

徴税対策課職員について、違法又は不当に本件府税の賦課徴収を怠る事実があるか。

2 監査対象部局

大阪府財務部及び大阪府なにわ北府税事務所

3 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定により請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、

請求人から、平成28年2月12日付けで陳述の実施を希望しない旨の書面の提出があった。

4 監査対象部局の陳述

監査対象部局から、平成28年2月23日付け徴税第3201号で大阪府財務部長名により、陳述書が提出された。その要旨は、次のとおりである。

(1) 本件府税の賦課徴収等について

ア 特定配当等に係る道府県民税（道府県民税配当割）について

本件投資信託の収益分配金については、地方税法（昭和25年法律第266号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等に該当し、本件府税は、特定配当等に係る道府県民税である道府県民税配当割に該当する。

平成15年度税制改正により配当課税については、所得税・住民税合わせて一律20%（所得税15%、道府県民税配当割5%）の源泉徴収（住民税は特別徴収）・申告不要の制度（住民税は道府県民税配当割）とされている。

イ 道府県民税配当割の賦課徴収等について

地方税法第24条第1項及び大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、特定配当等に係る府民税（道府県民税配当割）を課することとなるが、その賦課徴収等については、以下のとおりとされている。

(ア) 道府県民税配当割の課税標準は支払を受けるべき特定配当等の額とされており、当該特定配当等の額については、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する（地方税法第71条の27及び条例第37条の8）。

(イ) 道府県民税配当割の税率は5%とする（地方税法第71条の28及び条例第37条の9）。

(ウ) 道府県民税配当割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならないが、道府県民税配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において府内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする（地方税法第71条の30及び第71条の31第1項並びに条例第37条の10及び第37条の11）。

(エ) 特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、交付の際）、道府県民税配当割を徴収し、道府県民税配当割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出し、その納入金を納入しなければならない（地方税法第71条の31第2項及び条例第37条の12）。

(オ) 知事は、納入申告書の提出があった場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する（地方税法第71条の32第1項）。

(カ) 知事は、道府県民税配当割の徴収金の賦課徴収に関する事務等を大阪府なにわ北府税事務所長に委任しており（条例第2条の2及び大阪府府税事務所等設置条例（昭和25年大阪府条例第71号）第1条第5項）、徴税対策課は、道府県民税配当割の賦課徴収の指導に関する権限を有している（大阪府処務規程（昭和28年大阪府訓令第1号）第5条第3項）。

(2) 所得税基本通達に準拠することの妥当性について

請求人は徴税対策課に対し、請求の要旨に記載されているとおり、道府県民税配当割の課税標準等において所得税基本通達どおりの計算に合っているからといって納得が行かず、徴税対策課は国税庁の下部組織ではないため、通達を鵜呑みにすべきでない旨主張している。

この点、前記（1）イ（ア）のとおり、道府県民税配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とするとされており、当該特定配当等については、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定するとされている。また、所得税法（昭和40年法律第33号）の法令解釈通達として、所得税基本通達（昭和45年7月1日付直審（所）第30号）が国税庁長官から国税局長あてに発せられている。

請求人の主張のとおり、通達とは、上級行政機関が関係下級行政機関及び職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令をするために発するものであるが、所得税基本通達については、所得税法の解釈及び裁量判断の具体的指針を示したもので、道府県民税配当割の課税標準が所得税法の規定の例によって算定するとされている以上、当該法律の判断基準を示した通達に準拠することは、その通達の規定が著しく合理性を欠く場合を除き、妥当であると考えられる。

所得税基本通達181-2（以下「本通達」という。）は、株式の配当、投資信託等の収益の分配については、単位当たりの税額にその配当又は収益の分配の基礎となる株数又は口数を乗じて計算ができることとしている。

この取扱いを認めた趣旨については、『所得税基本通達逐条解説（平成26年版）』で「例えば、株式の配当については、株主ごとの持株数に応ずる配当金額に税率を乗じて、各株主に対する源泉徴収税額を計算するのが建前であるが、1株当たりの配当金額に税率を乗じて1株当たりの源泉徴収税額を計算しておき、これに株主ごとの持株数を乗じて各株主に対する源泉徴収税額とする方が、多数の株主に対する税額計算の方法としては簡便であるため、実務上の便宜から、課税上の弊害がないと認められる範囲内で、税額計算の簡便法を認めることとしたものである。」との解説がなされている。

また、投資信託の分配金については、基準価額の公表を1万口当たりで行い、分配金の配当も1万口を単位として行われている金融機関等があるため、1万口当たりの配当金を課税標準として税額を算定し、口数を乗じて計算する簡便法による計算を認めたものと考えられる。

金融機関等に対して、配当等に係る税金を徴収させ、国又は都道府県に納入させる源泉徴収制度

及び特別徴収制度を採用している以上、税金の徴収に当たり、実務上の便宜から一定の簡易計算を認めた本通達の規定は合理性を欠くものではなく、本通達の規定を適用することに違法性はないと考える。

また、地方税法において、「所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。」と規定されている趣旨は、道府県民税配当割は、金融機関等が配当等の支払の際一律に特別徴収するものであるから、所得税における課税標準額と異なるとすれば、特別徴収義務者において混乱を生じると考えられるからである（『住民税逐条解説』に記載されている道府県民税利子割の趣旨と同様である。）。

この趣旨に照らすと、所得税の算定の際は本通達による簡易計算を認め、道府県民税配当割の算定の際は簡易計算を認めないとすると、金融機関等の道府県民税配当割の徴収事務に混乱が生じることは明白である。

また、道府県民税配当割については、特定配当等を受ける個人の住所地の都道府県知事に申告納入にすることとされているため、複数の都道府県に申告納入することとなる金融機関も存在する。本件特別徴収義務者についても、複数の都道府県に本通達の規定に基づき計算した上で申告納入をしているが、本通達の適用を理由に更正した都道府県はないと聞いており、大阪府が本通達による簡易計算を認めず、地方税法第71条の32第1項の規定に基づき更正することにより、特別徴収義務者の徴収事務に係る負担が増大すると考える。

よって、本通達による簡易計算を認めることによって、特別徴収義務者（所得税にあつては源泉徴収義務者）の事務負担を軽減するとともに、本制度の安定化が図られるものとする。

(3) 結論

以上のことから、賦課徴収の指導に当たり、所得税基本通達に準拠すると判断したことについて、徴税対策課においては、違法又は不当に本件府税の賦課徴収を怠る事実はない。また、大阪府ならわ北府税事務所においては、道府県民税配当割の賦課徴収について適法かつ適正な事務を行っており、違法又は不当に本件府税の賦課徴収を怠る事実はない。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 本件通知書について

本件通知書には、本件投資信託の収益分配金について、次のとおりの記載がある。

分配金計算対象残高	628,936 口
1 万口当たりの普通分配金単価	20.67 円
普通分配金	1,300 円

(2) 本件説明書について

本件説明書には、次の趣旨の記載がある。

本件府税の税額について、本件特別徴収義務者に事情を問い合わせるなどして、当該投資信託の収益の分配に係る住民税の特別徴収税額は、「額面基準方式」という計算方法（単位口当たりの分配金単価に、国税・地方税それぞれの税率を乗じて端数処理した後、保有口数を乗じて税額を算出する方法）により、次のように 64 円と算出されている事実を確認し、適正な処理の範囲と考えられることから、その旨お知らせする。

特別徴収税額の算出方法

単位口当たり地方税（小数点第 3 位未満切捨て）＝単位口当たりの普通分配金単価× 5 %（税率）

地方税額（1 円未満切捨て）＝（単位口当たり地方税×対象口数）÷単位口（10,000）

<具体的な計算へのあてはめ>

$$20.67 \text{ 円} \times 5 \% = 1.0335 \approx 1.033 \text{（端数処理・小数点第 3 位未満切捨て）}$$

$$1.033 \times 628,936 \text{ 口} \div 10,000 = 64.9690888 \approx 64 \text{ 円（端数処理・1 円未満切捨て）}$$

(3) 本件府税の賦課徴収等について

本件府税の賦課徴収等について、次の事実が認められる。

ア 本件投資信託の収益分配金

本件投資信託の普通分配金の額は、前記 1（1）のとおり 1,300 円であるところ、地方税法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等に該当する。

イ 特定配当等に係る道府県民税

道府県民税は、地方税法第 24 条第 1 項の規定により、特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有する者（同項第 6 号）に対しては、「配当割額」によって課する。ここに配当割とは、「支払を受けるべき特定配当等の額によって課する道府県民税」をいう（地方税法第 23 条第 1 項第 3 号の 3。以下「配当割」という。）。

ウ 配当割の課税標準

地方税法第 71 条の 27 第 1 項及び条例第 37 条の 8 第 1 項の規定により、「支払を受けるべき特定配当等の額」が課税標準となる。当該「支払を受けるべき特定配当等の額」は、地方税法第 71 条の 27 第 2 項及び条例第 37 条の 8 第 2 項の規定により、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

その結果、本件府税の配当割についても所得税法が適用され、「その年中の配当等の収入金額」が課税標準となり（所得税法第 24 条第 2 項）、本件投資信託の収益分配金については、「その年において支払を受けた金額」が課税標準となる（所得税法第 36 条第 3 項）。

エ 配当割の税率

地方税法第 71 条の 28 及び条例第 37 条の 9 の規定により、5%である。

オ 配当割の税額の計算

地方税法第 20 条の 4 の 2 第 3 項ただし書及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 17 第 2 項第 2 号の規定により、1 円未満の端数金額を切り捨てる。

カ 配当割の徴収

地方税法第 71 条の 30 及び条例第 37 条の 10 の規定により、特別徴収の方法によらなければならない。そして、地方税法第 71 条の 31 第 1 項及び条例第 37 条の 11 の規定により、特定配当等の支払を受けるべき日現在において府内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者が特別徴収義務者となる。

キ 配当割の申告納入

地方税法第 71 条の 31 第 2 項及び条例第 37 条の 12 の規定により、特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、その徴収すべき配当割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

ク 配当割に係る更正

地方税法第 71 条の 32 第 1 項の規定により、知事は、納入申告書の提出があった場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

なお、配当割に係る不足金額の徴収については、地方税法第 71 条の 33 第 1 項の規定により、府の徴税吏員は、配当割に係る更正があった場合において、更正による納入金額の不足額があるときは、これを徴収しなければならない。

ケ 本件府税の賦課徴収に係る権限

条例第 2 条の 2、大阪府府税事務所等設置条例第 1 条第 5 項及び大阪府税規則（昭和 36 年大阪府規則第 26 号）第 2 条第 1 項の規定により、本件府税の賦課徴収に係る権限は大阪府なにわ北府税事務所長に委任され、大阪府組織条例（昭和 28 年大阪府条例第 1 号）並びに大阪府処務規程第 1 条、第 5 条第 3 項及び第 15 条の規定により、徴税対策課においては、府税の賦課徴収の指導に関する事務をつかさどる。

(4) 所得税基本通達について

国税庁長官は、所得税法の法令解釈について、国税局長あて所得税基本通達（昭和 45 年 7 月 1 日付直審（所）第 30 号）を発している。

本通達によれば、本件投資信託の収益の分配に対する税額については、次のように簡易計算が認

められており、単位当たりの税額に、その収益の分配の基礎となる口数を乗じて計算することができる」とされている。

「第4編 源泉徴収

第2章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収

法第181条《源泉徴収義務》関係

(株式の配当、投資信託等の収益の分配に対する税額の簡易計算)

181-2 次に掲げる配当又は収益の分配に対する源泉徴収税額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位当たりの税額にその配当又は収益の分配の基礎となる株数又は口数（公社債投資信託の場合にあっては、1万口を1口とした口数）を乗じて計算することができるものとする。

- (1) 株式の配当 1株当たりの税額（毛位未満の端数は切り捨てることができる。）
- (2) 公社債投資信託の収益の分配 1万口当たりの税額（厘位未満の端数は切り捨てることができる。）
- (3) 公社債投資信託以外の投資信託、特定受益証券発行信託又は特定目的信託の収益の分配
1口当たりの税額（厘位未満の端数は切り捨てることができる。）

(5) 本件府税の計算方法及び税額について

ア 本件府税の税額について、本通達に準拠せず、地方税法、条例及び所得税法の定めるところにより、特定配当等の額（その年において支払を受けた金額）に、税率を乗じるという計算方法によれば、次のとおり、65円となる。

(ア) その年に支払を受けた金額

普通分配金1,300円

(イ) 税率

税率5%

(ウ) 計算

$1,300円 \times 5\% = 65円$

イ これに対し、本通達に準拠して簡易計算すると、次のとおり、64円となる。

(ア) 単位当たりの税額

$1万口当たりの普通分配金単価20.67円 \times 税率5\% \approx 1.033$ （厘位未満の端数切捨て）

(イ) 収益の分配の基礎となる口数

分配金計算対象残高628,936口 \div 1万口

(ウ) 本件府税の税額（単位当たりの税額にその収益の分配の基礎となる口数を乗じて計算）

$1.033 \times 628,936口 \div 1万口 \approx 64円$ （1円未満切捨て）

2 判断

(1) 本件府税の課税標準は、地方税法第71条の27第1項及び条例第37条の8第1項の規定により、「支払を受けるべき特定配当等の額」とされている。そして、当該「支払を受けるべき特定配当等の額」は、地方税法第71条の27第2項及び条例第37条の8第2項の規定により、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定するとされ、本件投資信託の収益分配金については、「その年において支払を受けた金額」が課税標準となる（所得税法第36条第3項）。

(2) ところで、前記1(4)によれば、所得税法の法令解釈については、所得税基本通達が発せられている。本通達によれば、本件投資信託の収益の分配に対する税額については、簡易計算の方法が認められており、単位当たりの税額に、その収益の分配の基礎となる口数を乗じて計算することができる」とされている。

本通達は、国税庁長官が、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第14条第2項の規定に基づき、その機関の所掌事務である内国税の賦課及び徴収について、命令又は示達をするため、所管の国税局長を名宛人として発したものである。

本通達の趣旨は、実務における源泉徴収義務者の便宜及び徴税費用の節減という見地からみて、税額の計算方法における取扱いを定めたものと考えられ、本通達の定めは租税法規に照らして合理性を有すると解される。

(3) これを本件府税の賦課徴収等についてみると、以下のとおりである。

本件府税は地方税であるから、知事及び本件府税の賦課徴収に係る権限を有する大阪府なにわ北府税事務所長が本通達の名宛人となるものではない。

もっとも、本件府税の課税標準である特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定するとされている。ここに「例による」とは、一般に、ある事項について、他の法令の下における制度又は手続を包括的にあてはめて適用することを表現する語として用いる立法技術であり、当該法律及びこれに基づく政令、省令等を含めて包括的にあてはめられると解されている。「所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例」に本通達が含まれるか明確ではないが、地方税法第71条の27第2項が、地方税の課税標準である特定配当等の額について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定すると定めた趣旨は、道府県民税配当割は、金融機関等の特別徴収義務者が配当等の支払の際、所得税とともに一律に特別徴収するものであるから、所得税における課税標準額と道府県民税配当割の課税標準額が異なるとすれば、特別徴収義務者において混乱を生じると考えられることから、このような混乱を避け、実務上、特別徴収義務者の徴収上の便宜を図ることにあると考えられる。このような地方税法第71条の27第2項の趣旨に照らせば、源泉徴収義務者の便宜等を図る見地から税額の簡易計算の方法を示した本通達についても、「所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例」に含まれると解する余地がある。

また、本件府税の税額の計算方法において、仮に本件投資信託の収益分配金に係る所得税額の簡易計算の方法を用いることができないと解した場合には、所得税とともに一律に特別徴収することとされている本件府税と所得税とでは税額の計算方法が異なるため、特別徴収義務者に混乱が生じるおそれがあり、実務上、特別徴収義務者による徴収上の便宜を図るべき本通達と同様の事情があるといえる。かかる事情を考慮し、本件府税の賦課徴収等について、本通達に準拠した簡易計算の方法により本件府税の税額を算出することは著しく合理性を欠くものとは認められない。

(4) これらのことからすると、大阪府なにわ北府税事務所においては、本件府税の賦課徴収等について、地方税法及び条例にのっとり行っていると認められ、違法又は不当に府税の賦課徴収を怠る事実があるとは認められない。

3 結論

以上のとおり、徴税対策課職員について、違法又は不当に本件府税の賦課徴収を怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がない。

よって、請求人の請求を棄却する。